

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
第 2 5 条 出国時の取扱い 1. ～2. (省 略) 3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書</u>を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 第 4 1 条 非課税口座の開設 お客様が<u>18歳到達年（2017年から2023年までの年に限ります。）</u>の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づき、当社はおお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。 附則 この規定は、<u>2024年1月1日</u>より適用されます。 以 上	第 2 5 条 出国時の取扱い 1. ～2. (現行どおり) 3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他<u>同令第25条の13の8第12項第6号に規定する届出書</u>を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 第 4 1 条 非課税口座の開設 お客様が<u>2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）</u>の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づき、当社はおお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。 附則 この規定は、<u>2025年5月12日</u>より適用されます。 以 上